

福島市放課後児童クラブ設置・運営事業者【公募】【非公募】対象基準

【公募（新設）】 ※現に待機児童がいる小学校区に限る

1 待機児童解消のためであること

当該小学校区において現に待機児童が確認され、かつ、同区の放課後児童クラブで定員を超過する児童が登録されており、継続的に待機児童の増加が確実である場合

【非公募（支援単位増）】

※現に放課後児童クラブを事業運営している法人等で、下記の項目をすべて満たす場合に限る

1 定員超過解消のためであること

当該小学校区において、現に定員を超過する児童が登録されており、今後数年間、待機児童の増加が確実であると考えられる場合

2 他の放課後児童クラブの継続的な運営等への影響が大きいこと

当該小学校区において同一法人のみが放課後児童クラブの運営をしている場合、または他の放課後児童クラブにおいて支援単位増の意思がない場合

3 放課後児童支援員を確保していること

現に運営する放課後児童クラブにおいて、1施設に複数名の放課後児童支援員の有資格者を確保しており、支援単位増を行う施設に1名以上を配置できる場合

4 「福島市放課後児童健全育成事業実施要綱」に基づく障害児受入推進事業を実施すること

障がい児の受入に必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置予定である場合

【非公募（認可外放課後児童クラブの認可化移行）】

1 認可外放課後児童クラブとしておおむね5年間の運営実績があること

2 「放課後児童健全育成事業の実施について（こ成環第5号令和5年4月12日こども家庭庁成育局長通知）」、「放課後児童クラブガイドラインについて（雇児発第1019001号平成19年10月19日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」、「福島市放課後児童健全育成事業実施要綱（平成17年12月26日施行）」の基準及び要件に合致し、かつ、当該事業者が事業運営を終了した場合に、その小学校区内で待機児童の大幅な増加が確実である場合

3 サービス利用者とクラブ職員との信頼関係が既にあり、現事業者に委託する必要があると認められる場合

4 放課後児童支援員を確保していること

5 「福島市放課後児童健全育成事業実施要綱」に基づく障害児受入推進事業を実施すること

障がい児の受入に必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置予定である場合

福島市放課後児童クラブ施設整備にかかる補助金交付基準

【交付基準】 ・以下の要件に該当する場合に限る。

1 待機児童または定員超過解消のためであること

当該小学区内において待機児童が発生している、または既存の放課後児童クラブにおいて、直近の2年間において定員超過状態であり、かつ、今後において待機児童の増加が確実である場合に限る。

2 公募による新設、既存放課後児童クラブの移転・支援単位増に伴う施設整備であること

既存放課後児童クラブの移転・支援単位増に伴う施設整備の場合については、専用面積を増加し、受け入れ児童数を増加すること。

既存施設において、遊びや生活の場としての機能を備えた専用区画を66㎡以上確保し面積に余裕がある場合には、支援単位増となる場合を除き対象とはならない。

例)：面積基準 $1.65 \text{ m}^2/\text{人} \times \text{概ね} 40 \text{ 人} = 66 \text{ m}^2$ 必要 66㎡以下からの面積増加は、受入児童が増加するため対象
(対象) $50 \text{ m}^2 \rightarrow 70 \text{ m}^2$ (対象外) $90 \text{ m}^2 \rightarrow 95 \text{ m}^2$

3 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に適合すること

4 継続した事業運営が可能な運営事業者であること

国庫補助を活用しての施設整備(改修)の場合、10年間の継続した事業運営ができなかった場合には補助金の返還義務が生じることから、事業運営に最低限必要な資金(※委託費の2か月分の資金があることが望ましい。)を有すること。

なお、事業清算等も鑑み法人格を有することが望ましい。

【主な交付対象外事項】

- ・現施設が十分な広さにもかかわらず、わずかな面積増加や、通常の単純な移転等
- ・事業者の個別都合等による移転等(例：事業者の経費削減目的、同法人所有の別施設への移転等)
- ・老朽化による移転等(例：築年数、家賃、距離等の条件が良い建物へ移転等)
- ・防災・防犯対策のみによる移転等